
3 0 2 1. 別送品輸出許可内容 変更申請事項登録

業務コード	業務名
U A A	別送品輸出許可内容変更申請事項登録

1. 業務概要

「別送品輸出許可内容変更申請（UAC）」業務に先立ち、別送品輸出許可内容変更申請事項を登録する。
本業務を行う場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。
登録した別送品輸出許可内容変更申請事項はUAC業務までの間任意に訂正できる。
本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

2. 入力者

（1）海上の場合

通関業

（2）航空の場合

航空会社、通関業、混載業

3. 制限事項

- ①入力欄数は200欄以下であること。
- ②本業務及び「別送品輸出申告変更事項登録（UEAO1）」業務により発生する枝番は、9以下であること。
- ③航空の場合は、貨物の総重量が1000トン未満であること。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

（A）海上の場合

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②別送品輸出申告DBに登録されている申告者と同一であること。
- ③別送品輸出申告DBに登録されている申告者と異なる場合は、申告者との業務の受委託関係がシステムへ登録されていること。
- ④別送品輸出許可内容変更申請事項の訂正の場合は、別送品輸出申告DBに登録されている本業務を行った通関業者と同一であること。

（B）航空の場合

（a）通関業が行う場合

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②別送品輸出申告DBに登録されている申告者と同一であること。
- ③別送品輸出申告DBに登録されている申告者と異なる場合は、申告者との業務の受委託関係がシステムへ登録されていること。
- ④別送品輸出許可内容変更申請事項の訂正の場合は、別送品輸出申告DBに登録されている本業務を行った通関業者と同一であること。

（b）航空会社または混載業が行う場合

- ①通関蔵置場が入力者の管轄区域内であること。
なお、船（機）名変更の場合で、許可時の積込港を管轄する税関と、許可時の申告税関官署を管轄する税関が異なる場合は、チェックしない。
- ②別送品輸出許可内容変更申請事項の訂正の場合は、別送品輸出申告DBに登録されている本業務を行った利用者と同一であること。

- (2) 入力項目チェック
 - (A) 単項目チェック
 - 「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。
 - (B) 項目間関連チェック
 - 「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。
- (3) 別送品輸出申告DBチェック
 - (A) 別送品輸出申告番号が別送品輸出申告DBに存在すること。
 - (B) 別送品輸出許可済であること。
 - (C) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「別送品輸出取止再輸入許可」
 - ②「別送品輸出許可後の手作業移行」
 - ③「積込港変更」
 - ④「数量変更」
- (4) 貨物情報DBチェック（海上のみ）
 - 「貨物情報切替登録（CHG）」業務が行われている場合はチェックを行わない。
 - (A) 輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。
 - (B) 輸出貨物であること。
 - (C) 数量等変更の場合は、入力された以下の項目が貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。
 - ①通関蔵置場
 - ②貨物個数
 - ③個数単位コード
 - (D) 分散蔵置でないこと。
 - (E) 輸出許可済であること。
 - (F) 仕分けの親となっていないこと。
 - (G) 仕合せの親となっていないこと。
 - (H) 船積情報登録による船積処理がされていないこと。
 - (I) 数量等変更の場合は、訂正保留となっていないこと。
 - (J) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「不積返送承認」
 - ②「亡失届受理」
 - ③「減却承認」
 - ④「現場収容」
 - ⑤「税関内収容」
 - ⑥「その他の搬出承認」
 - (K) 貨物手作業移行されていないこと。
- (5) 輸出貨物情報DBチェック（航空のみ）
 - (A) AWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。
 - (B) MAWBでないこと。
 - (C) 仮陸揚げ貨物でないこと。
 - (D) システム外許可済でないこと。
 - (E) 輸出許可済であること。
 - (F) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。
 - (G) 仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。
 - (H) 入力された以下の項目が輸出貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。
 - ①蔵置場所

②貨物個数

(I) 訂正保留となっていないこと。

(J) 以下の登録がされていないこと。

①「貨物差止め」

②「亡失届受理」

③「減却承認」

④「その他」

(K) 貨物手作業移行されていないこと

(L) 搭載完了登録されていないこと。

(M) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。

(N) UBG貨物であること。

(6) その他のチェック

①申請税関官署は、別送品輸出申告受付官署であること。

②UAA業務を行った後、UAC業務を行うまでの間は、変更識別が変更されていないこと。

ただし、航空の場合は、UAA業務を行った後、UAC業務を行うまでの間の変更識別の変更は、申告番号枝番が1つ前の申告番号を入力することで可能。

③申告先種別コード欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物（税関の開庁時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。

④欄部に入力がある場合は、1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

⑤変更識別コード欄に数量変更の旨が入力された場合は、入力者は通関業であること。（航空のみ）

⑥船（機）名変更の場合で、入力者が通関業以外、かつ通関蔵置場が入力者の管轄区域外である場合は、以下のチェックを行う。（航空のみ）

・許可時（別送品輸出許可内容変更されている場合は、直前の別送品輸出許可内容変更承認時）の積込港がシステム内空港の場合は、当該積込港と、申請税関官署の管轄する積込港が一致すること。

・許可時（別送品輸出許可内容変更されている場合は、直前の別送品輸出許可内容変更承認時）の積込港がシステム外空港の場合は、当該積込港を管轄する税関と、申請税関官署を管轄する税関が一致すること。

⑦申請税関官署は通関蔵置場を管轄する税関内の官署または当初許可税関であること。

⑧申請税関官署は外郵官署でないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 申請税関官署決定処理

蔵置場コードに基づき申請税関官署を決定する。

ただし、申請税関官署コード欄に入力がある場合は、入力された官署を申請税関官署とする。

(A) 申請税関官署コード欄に入力がある場合は、入力された申請税関官署とする。

(B) 申請税関官署コード欄に入力がない場合は、以下の順で決定する。

①申告先種別コード欄に「T」が入力された場合は、蔵置場を管轄する特別通関貨物を受け付ける申請官署とする。

②当該事項登録入力者について申請官署がシステム登録されている場合は、登録されている申請官署とする。（航空のみ）

- ③蔵置場を管轄する申請官署とする。
- (3) 申請先部門の決定処理
申告先種別コード欄に入力された内容に基づき、申請先部門を決定する。
ただし、申請先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門とする。
- (4) 蔵置官署の決定処理
通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。
- (5) 蔵置部門の決定処理
申請税関官署と蔵置官署が同一の場合は、申請先部門を蔵置部門とする。
申請税関官署と蔵置官署が異なる場合は、システムに登録されている蔵置部門とする。
- (6) 別送品輸出申告番号の枝番払い出し処理
別送品輸出申告番号の枝番を払い出す。
ただし、別送品輸出許可内容変更申請事項の訂正の場合は、枝番の払出しを行わない。
- (7) 別送品輸出申告DB処理
①入力内容を別送品輸出申告DBに登録・更新する。
②枝番を払い出した場合は、旧申告番号の申告情報に削除の旨を設定する。(海上のみ)
③枝番を払い出した場合の新申告番号の申告情報は、UAC業務が行われない場合、一定期間経過後システムから削除される。(航空のみ)
④別送品輸出申告DBに登録されている通関士審査結果を取り消す。
- (8) 貨物情報DB処理 (海上のみ)
貨物情報DBを更新する。ただし、CHG業務が行われている場合は処理を行わない。
- (9) 輸出貨物情報DB処理 (航空のみ)
①輸出貨物情報DBを更新する。
②AWB番号が変更されている場合で、変更前のAWB番号に係る輸出貨物情報DBから別送品輸出申告された旨を取り消す。
- (10) 添付ファイル管理DB処理 (海上のみ)
入力された別送品輸出申告番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、手続きの状況を添付ファイル管理DBに登録する。
- (11) 注意喚起メッセージ出力処理
注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙E06「輸出申告事項登録等における注意喚起メッセージの出力優先順位」を参照。
- (12) 出力情報出力処理
後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
別送品輸出許可内容変更 申請入力控情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 入力画面コードについて

本業務は海上、航空で入力画面が異なるため、以下の画面コードを指定する必要がある。

指定する画面コード	選択条件
S E A	海上の事項登録をする場合
A I R	航空の事項登録をする場合